

# 進路だより

2024年10月22日  
第49号  
札幌市立八軒東中学校  
進路通信

## 令和7年度 札幌市特別奨学生募集について



←  
進路だより HP 版は  
こちらから

札幌市のHPに『令和7年度札幌市特別奨学生の募集について』の案内が掲載されています。

( [https://www.city.sapporo.jp/kodomo/kosodate/guide/kodomo-boshi/jigyo\\_07.html](https://www.city.sapporo.jp/kodomo/kosodate/guide/kodomo-boshi/jigyo_07.html) )

『進路だより49号HP版』にも添付します。「申請の対象者の条件」や「様々な注意事項」など、大切な内容が載っていますので、必ずそちらをご覧ください。

この奨学金制度は、高等学校の職業学科（農業、工業、商業、水産、家庭、看護、情報、福祉）または総合学科のうち技能の習得が見込まれるもの、高等専門学校、技能の習得を目的とする専修学校高等課程などに学ぶ生徒に必要な学資等を支給し、その世帯の経済的自立を図ることを目的としています。

そのため、普通科への進学をめざす生徒は対象とはなりませんのでご注意ください。

『進路だより49号HP版』に対象となる学校一覧を添付します。

### 【その他の対象内容】

- ・世帯（住民票上、別の世帯で生計を一にしている方を含む）の月額収入（総支給額）が原則として生活保護法による保護の基準に定める金額の1.5倍以内であること。
- ・生徒本人又は本人を養育している方が住民基本台帳法に基づき札幌市の住民基本台帳に登録されていること。
- ・品行方正であること
- ・生徒が技能を習得することにより世帯の経済的自立が可能と認められること

【募集人員】 200名程度

※「札幌市奨学金」と併給することはできません。双方の奨学生に選定された場合は、どちらか一方を選択して受給することになります。

【受付期間】 令和6年11月18日（月）～令和6年12月16日（月）まで

受付時間：8：45～17：15（最終日は17：00まで）

上記期間中に申請者が直接、区役所の保健福祉部 保健福祉課 地域福祉係へ提出する。

（郵送での申請は受け付けていません。）

※その他詳細は、「令和7年度札幌市特別奨学生募集要項」を見てください。

申請書類一式は札幌市のHPからダウンロードできます。また、中学校からお渡しすることも可能です。必要な場合は、学級担任までお申し出ください。

どちらの場合も、区へ申請する際に中学校で作成する「調査意見書」が必要です。この書類の作成にある程度の日数を要しますので、その依頼の期限を令和6年11月28日（木）朝学活終了後までとさせていただきます。申請することが決まりましたら、教室または『進路だより49号HP版』に添付した「学校説明会・体験入学参加申込書」の「参加先学校」の欄に「札幌市特別奨学生」と記入してすみやかに学級担任へ提出してください。書類も希望する場合は「備考①」に「書類希望」と書いてください。

「書類一式」はその日のうちに生徒を通してお渡します。『令和7年度札幌市特別奨学生募集要項』にも記載されているように「書類の不備や添付書類の不足等」に備え、早めの申請をお勧めします。

## 令和7年度札幌市特別奨学生募集要項

### 1 札幌市特別奨学金について

札幌市特別奨学金は、生活が困難になっている世帯の経済的自立を図ることを目的に、その世帯の生徒に対し技能習得に要する学資（奨学金）を支給するものです。

なお、本制度の技能習得資金及び支度資金には、退学など要件を欠いた場合を除き、返済の義務はありません。

### 2 申請の対象者（(1)～(5)のすべてを満たす必要があります）

(1) 世帯の経済的自立のための技能習得を目指して、次のいずれかで学ぶ（見込みの）方であること。

ア 高等学校の職業学科（農業、工業、商業、水産、家庭、看護、情報、福祉）

または総合学科のうち技能の習得が見込まれるもの

イ 高等専門学校

ウ 特別支援学校（高等部）のうち普通科以外の学科（これに準ずるものを含む）

エ 技能の習得を目的とする専修学校（高等課程または中学卒業後に進む場合の一般課程）

オ 技能の習得を目的とする各種学校等（高等学校相当課程）

(2) 世帯（住民票上、別の世帯で生計を一にしている方を含む）の月額収入（総支給額）が、原則として生活保護法による保護の基準に定める金額の1.5倍以内であること。

#### 【参考 収入の上限の目安】

ア 一般世帯（家族3人の場合）

父40歳・母38歳・子14歳 → 月収 328,710円

イ 母子世帯（家族2人の場合）

母38歳・子14歳 → 月収 306,555円

ウ 身体障がい者がいる世帯（家族3人で、家族の中に障がい者・1級の方が1人いる場合）

父40歳・母38歳・子14歳 → 月収 368,925円

※なお、収入の基準は、世帯の人数や年齢構成等で異なります。

(3) 生徒本人又は本人を養育している方が住民基本台帳法に基づき札幌市の住民基本台帳に登録されていること。

(4) 品行方正であること。

(5) 生徒が技能を習得することにより世帯の経済的自立が可能と認められること。

### 3 奨学金の支給額

(1) 技能習得資金（月額）	国公立	5,000円
	私立	8,000円
(2) 支度資金（1年生入学時のみ1回）	国公立	10,000円
	私立	15,000円

### 4 募集人員

200名程度

### 5 申請の受付期間・場所

(1) 受付期間 令和6年11月18日（月）～令和6年12月16日（月）

※申請書類の不備や添付書類の不足等があると受け付けられない場合がありますので、お早めに申請されますようお願いいたします。

(2) 受付時間 8:45～17:15（最終日は17:00まで）

(3) 受付場所 お住まいの区の区役所の保健福祉部 保健福祉課 地域福祉係

※郵送での申請は受け付けておりません。

※申請書類の内容について、聞き取りさせていただく場合がありますので、原則として申請者の保護者の方が御提出ください。

### 6 申請書類（記入に当たっては記入例を御覧ください）

(1) 様式1「特別奨学金申請書」

世帯構成欄には、特別奨学金の支給を受けようとする生徒及び生徒と同居している方（住民票上、別世帯の方を含む。）のほか、別居している方で生徒と生計を一にしている方を含めた全員を記入してください。

(2) 様式2-1「収入状況調書（給与収入・事業収入）」

収入のある方1人につき1枚提出してください。

様式1「特別奨学金申請書」の世帯構成欄に記載した全員が記載対象となります。

給与収入を得ている方は、所定の欄に雇用主の証明を受けてください。ただし、証明を受けるのが困難な場合に限り、給与明細の写しなど、収入額を確認できる書類をもって雇用主の証明に代えることができます。

(3) 様式2-2「収入状況調書（その他の収入）」

公的扶助や年金等の収入、受け取った養育費等の額を御記入ください。

様式1「特別奨学金申請書」の世帯構成欄に記載した全員が記載対象となります。

また、記入額が確認できる書類（年金の振込通知書等）の写しを添付してください（養育費については確認書類不要）。

#### (4) 様式4「調査意見書」

各学校長に記入を依頼し、学校で封入封印されたもの（区担当職員が開封しますの  
で、提出前に開封しないでください。）。

※申請書類は、札幌市のホームページよりダウンロードすることができます。

札幌市公式ホームページ 札幌市特別奨学金のページ

[https://www.city.sapporo.jp/kodomo/kosodate/guide/kodomo-boshi/jigyo\\_07.html](https://www.city.sapporo.jp/kodomo/kosodate/guide/kodomo-boshi/jigyo_07.html)

## 7 添付書類

### (1) 世帯全員の住民票

様式1「特別奨学金申請書」の世帯構成欄に記載した全員が提出対象となります。

「世帯主の氏名・続柄」、「本籍・筆頭者」が漏れなく記載され、マイナンバーの記載のないものを提出してください。

住民票は、請求書の使用目的欄に、特別奨学金の申請に使用する旨を記載しますと、  
無料で発行されます（他市町村に住民登録のある方の住民票については有料）。請求の際には、運転免許証やパスポートなど官公署発行の写真付き証明書、健康保険証や年金手帳など、御本人であることを確認できるものが必要となります。

札幌市の住民票の請求書は、上記ホームページからダウンロードすることができます。

### (2) 障害者手帳の写し等

下記の各種障害者手帳をお持ちの方や、障害年金等を受けている方が同じ世帯（住民票上、別世帯で生計を一にしている方を含む）にいる場合、収入状況の判定の基準となる「生活保護法による基準」に加算がつきますので、手帳の写しや年金の種類及び等級が分かる書類の写しを提出してください（奨学金の支給額には影響しません）。

[各種手帳を保有している場合]

	身体障害者手帳			精神障害者保健福祉手帳		療育手帳	
等級	1級	2級	3級	1級	2級	A	B

[障害年金等を受給している場合]

	障害年金		特別児童扶養手当	
等級	1級	2級	1級	2級

### (3) その他

生徒と住民票上の住所が同一でありながら、生計を別にしてしている方がいる場合には、申請に当たり、生活状況等を記した「申立書」を別途御提出いただきますので、申請書の提出前に御連絡いただくか、上記の札幌市公式ホームページよりダウンロードして御使用ください。その場合にも、収入状況調書の記載や住民票の提出は必要です。

過去に専修学校（高等課程）、各種学校（高等課程相当）、特別支援学校（高等部）、または高等学校を中退したことがある方や留年した方等は、申請に当たり、別途「理

由書」等を御提出いただきますので、申請書の提出前に御連絡いただくか、上記の札幌市公式ホームページよりダウンロードして御使用ください。

## 8 奨学生の選定結果の通知

2月中旬に札幌市子ども未来局 子育て支援部 子育て支援課から郵送で通知します。

## 9 その他

- (1) この奨学金は、年度ごとに申請する必要があります。
- (2) 生活保護を受給されている方は、生業扶助（高等学校等就学費）との調整が必要となる場合がありますので、事前に担当のケースワーカーに御相談ください。
- (3) 「札幌市特別奨学金」と、札幌市教育委員会が所管している「札幌市奨学金」を併給することはできませんので御注意ください（双方の奨学生に選定された場合は、どちらか一方を選択して受給していただきます）。

なお、札幌市奨学金の受給状況の確認のため、札幌市子ども未来局が、札幌市教育委員会に対し、申請者の氏名・生年月日・住所等の情報を提供することがあります。

## 10 問合せ先（お住まいの区の保健福祉課地域福祉係等）

中央区役所	保健福祉課 地域福祉係	(代表) 231-2400 (直通) 205-3301
北 区役所	保健福祉課 地域福祉係	(代表) 757-2400 (直通) 757-2470
東 区役所	保健福祉課 地域福祉係	(代表) 741-2400 (直通) 741-2459
白石区役所	保健福祉課 地域福祉係	(代表) 861-2400 (直通) 861-2443
厚別区役所	保健福祉課 地域福祉係	(代表) 895-2400 (直通) 895-2465
豊平区役所	保健福祉課 地域福祉係	(代表) 822-2400 (直通) 822-2451
清田区役所	保健福祉課 地域福祉係	(代表) 889-2400 (直通) 889-2034
南 区役所	保健福祉課 地域福祉係	(代表) 582-2400 (直通) 582-4734
西 区役所	保健福祉課 地域福祉係	(代表) 641-2400 (直通) 641-6942
手稲区役所	保健福祉課 地域福祉係	(代表) 681-2400 (直通) 681-2478
札幌市役所 子ども未来局 子育て支援課 手当給付係		(直通) 211-3944

## 札幌市特別奨学金の対象となる主な学校

※ 掲載のない学校については御相談ください。

## 1. 高等学校（主に石狩学区内の学校を抜粋）

学校名	対象となる学科	備考
市立札幌啓北商業高等学校	未来商学科	
北海道札幌工業高等学校	機械科、電気科、建築科、土木科（全日制） 機械科、電気科、建築科（定時制）	
北海道札幌琴似工業高等学校	電子機械科、電気科、情報技術科、環境化学科（全日制） 電子機械科、電気科（定時制）	
北海道札幌東商業高等学校	流通経済科、国際経済科、会計ビジネス科、情報処理科	
北海道札幌国際情報高等学校	理数工学科、グローバルビジネス科	
北海道江別高等学校	事務情報科、生活デザイン科	
北海道千歳高等学校	国際流通科	
北海道当別高等学校	家政科、園芸デザイン科	
北海道文教大学附属高等学校	食物科	
とわの森三愛高等学校	アグリクリエイト科	
北海道有朋高等学校	事務情報科	
北海道石狩翔陽高等学校	総合学科 (技能習得が図れると認められる場合)	選択科目等により、世帯の自立に資する技能習得が可能と認められる場合は対象となります。 在学中の方は、翌年次以降の専門科目選択の予定について、申請書に具体的に記載してください。
北海道札幌厚別高等学校	総合学科（技能習得が図れると認められる場合）	
美唄聖華高等学校	衛生看護科、専攻科看護科	
稚内高等学校	商業科、衛生看護科、専攻科看護科	
北海道三笠高等学校	食物調理科（調理師コース、製菓コース）	
北海道小樽水産高等学校	海洋漁業科	

## 2. 特別支援学校高等部（主に石狩学区内の学校を抜粋）

学校名	対象となる学科	備考
市立札幌豊明高等支援学校	流通サービス科、クリーンサービス科、リサイクルサービス科、工芸ものづくり科、服飾ものづくり科	
市立札幌みなみの杜高等支援学校	普通科（職業コース）	
北海道札幌高等養護学校	農業科、木工科、クリーニング科、家庭総合科、窯業科	
北海道札幌稲穂高等支援学校	木工科、環境・流通サポート科、福祉サービス科、生産技術科、家庭総合科	
北海道札幌あいの里高等支援学校	福祉サービス科、環境・流通サポート科、生産技術科、被服デザイン科、食品デザイン科	
北海道高等豊学校	クリーニング科、産業技術科、生活情報科	
北海道白樺高等養護学校	園芸科、生産技術科、窯業科、木工科、工業科、家庭総合科、クリーニング科	
北海道新篠津高等養護学校	園芸科、生産技術科、窯業科、木工科、家庭総合科、クリーニング科	
北海道小樽高等支援学校	木工科、環境・流通サポート科、福祉サービス科、生産技術科、家庭総合科	
北海道千歳高等支援学校	環境・流通サポート科、生産技術科	
北海道岩見沢高等養護学校	工業科、商業科、生活科学科	

3. 高等専門学校（道内の学校を抜粋）

学校名	対象となる学科	備考
苫小牧工業高等専門学校	創造工学科	専攻科は対象外となります。
旭川工業高等専門学校	機械システム工学科、電気情報工学科、システム制御情報工学科、物質化学工学科	
函館工業高等専門学校	生産システム工学科、物質環境工学科、社会基盤工学科	
釧路工業高等専門学校	創造工学科	

4. 専修学校、各種学校等（例）

学校名	対象となる学科	備考
光塩学園調理製菓専門学校 （専修学校）	調理科夜間部	中卒者が入学する場合は対象となります。
札幌科学技術専門学校高等課程 （専修学校）	総合技術科	

# 学校説明会・体験入学参加申込書 校内申込用

- ・ 黒色のペンで記入すること。(鉛筆は不可)
- ・ 太線内の必要事項をすべて記入し担任に提出す
- ・ 提出期限を過ぎたものは無効です。
- ・ 生徒だけで参加する場合は必ず保護者の許可を得ること。
- ・ 保護者にもできるだけ参加してもらいましょう。

## 見本・記入例

生徒署名	3年 6組 25番 氏名 筒香 康晃	
参加先学校 (正式名称)	北海道 横浜D e <span style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; padding: 2px;">高等学校</span> <span style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; padding: 2px;">全日制</span> ・定時制 高等専門学校・学校	
参加日時	5月22日 土曜 <span style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; padding: 2px;">午前</span> 10時00分～ 午後	
参加者 (○で囲む)	<span style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; padding: 2px;">本人と保護者</span> 本人のみ 保護者のみ	
備考 指示がある 場合のみ記 入すること	①	
	②	「進路だより」に指示が あったときのみ記入
	③	
保護者の許可 (生徒だけで参 加する場合)	上記への参加を許可します。 (保護者も参加するのでこの場合は記入不要) 保護者署名(自署) _____	

- ・ 氏名は戸籍上の  
字で書く。
- ・ 高校名は  
正式名称で書く。  
※該当する学校の  
種類・課程を  
○で囲む。
- ・ 参加日時を  
間違えない。
- ・ 参加者を  
○で囲む。

- ・ 標準服を着用し、時間厳守で参加しなさい。
- ・ また、言動や振る舞いにも  
行き、帰りは寄り道などは
- ・ 自転車の利用は禁止です。
- ・ 進路だよりや案内プリントで持ち物や当日の流れなどを  
確認しましょう。

「生徒のみ参加」の  
時のみ必要

担  
任  
印

進  
路  
係



# 学校説明会・体験入学参加申込書 校内申込用

- ・ 黒色のペンで記入すること。(鉛筆は不可)
- ・ 太線内の必要事項をすべて記入し担任に提出すること。
- ・ 提出期限を過ぎたものは無効です。
- ・ 生徒だけで参加する場合は必ず保護者の許可を得ること。
- ・ 保護者にもできるだけ参加してもらいましょう。

生徒署名	3年 組 番 氏名		
参加先学校 (正式名称)	高等学校／全日制・定時制 高等専門学校・学校		
参加日時	月 日 曜	午前 午後	時 分～
参加者 (○で囲む)	本人と保護者	本人のみ	保護者のみ
備考 <small>指示がある 場合のみ記 入すること</small>	①		
	②		
	③		
保護者の許可 (生徒だけで参 加する場合)	上記への参加を許可します。 (保護者も参加するのでこの場合は記入不要) 保護者署名(自署) _____		

- ・ 標準服を着用し、時間厳守で参加しましょう。  
また、言動や振る舞いにも気をつけましょう。  
行き、帰りは寄り道などは禁止です。
- ・ 自転車の利用は禁止です。
- ・ 進路だよりや案内プリントで持ち物や当日の流れなどを確認しましょう。

担 任 印	
▼	
進 路 係	